

概要

被災者に発症した「クモ膜下出血」は業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の亡夫（以下「被災者」という。）は、○株式会社で調理業務に従事していたが、平成○年○月○日○時頃、自宅において「クモ膜下出血」を発症し、死亡した。

請求人は、被災者の「クモ膜下出血」による死亡は、業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付等を請求したところ、監督署長は、当該疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

被災者は、数年間にわたり深夜勤務を行っており、このような過酷な労働環境が身体に与える影響は甚大である。

原処分庁は、被災者のタイムカードがない状況で残業時間を推計し、業務は過重ではないと判断しているが、根拠が不明である。

3 原処分庁の意見

- (1) 被災者は、平成○年○月○日に「クモ膜下出血」を発症したものと認められる。
- (2) 被災者には、発症当日及び発症前日に業務に関連する異常な出来事は認められない。
- (3) 発症前1週間において、継続した長時間労働はなく、休日も確保されており、特に過重な業務に就労したとは認められない。
- (4) 発症前のおおむね6か月における時間外労働時間数は、発症前1か月における6時間33分が最長で、発症前2か月ないし6か月間の平均でも80時間を超える月は認められない。
- (5) 被災者には治療歴はないものの、健康診断において「高血圧、血糖値、LDLコレステロールの高値」の異常所見を受けている。
- (6) 以上のとおり、被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 被災者は、平成○年○月○日○時頃に「クモ膜下出血」を発症し、死亡したものと認められる。
- (2) 被災者は、発症直前から前日までの間において、通常どおり勤務しており、強度の精神的負荷を引き起こしたり、強度の身体的負荷を強いられるような、突発的又は予測困難な異常な出来事は認められない。
- (3) 被災者の勤務していた就業場所は、室温が30℃から40℃と高温ではあるが、休憩は十分取れており、水分補給が著しく阻害されたり、温度差のある場所への頻繁な出入りがあるような状況ではなく、急激で著しい作業環境の変化があったとはいえない。
この点については、地方労災医員協議会意見書においても、室温は30℃から40℃で特に暑熱な場所での就労とは認められず、特に過重な身体的負荷は認められないと述べられている。
- (4) 請求人が申し立てるように、被災者には客観的に実際の勤務時間を示すタイムカード等はないため、上司・同僚・パートのタイムカードや証言を基に、出勤簿、警備記録、請求人の弁当の注文状況、給食弁当の発注記録、請求人と親しかったとされる人物からのメール記録等の照合を行った原処分庁の推計方法は妥当であり、推計された労働時間は、実際の被災者の勤務時間に近いものと評価される。
- (5) 上記により推計した勤務時間によると、被災者の発症前1週間では、1日当たりの時間外労働時間数は0時間から1時間38分であり、休日も1日確保されていた。また、勤務時間は深夜時間帯を含んでいるが、勤務シフトの変更はなく、常態となつた勤務時間であり、短期間で過重負荷があるとは認められない。
- (6) 発症前1か月ないし6か月における時間外労働時間数では、発症前1か月間は6時間33分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる100時間を超える

ておらず、発症前2か月間ないし6か月間にわたっては、1か月あたりの平均時間外労働時間数は、63時間53分から69時間30分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間を超えている期間は認められない。

- (7) 以上のことから、被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。